

第3章 目標に向けた取組

第1節 環境基本計画の体系

将来像

いのち 生命あふれる循環の島

～人とトキが共によりよく生きる島づくり～

長期目標

施策方針

取組む施策

I

豊かな自然を
守り育む

1. 豊かな自然環境の保全と活用

ア すぐれた自然環境の保護・保全
イ 野生生物などの保護・管理
ウ 里地、里山、里海などの保全と活用
エ 自然とのふれあいの推進

2. トキとの共生の実現

ア 人とトキが共生できる環境の創出と各主体の連携・協力の推進
イ トキの生息環境整備と参加型地域づくり
ウ トキとの共生に向けた理解の促進

II

地球環境を
考え行動する

1. 廃棄物の循環利用の促進

ア 循環型社会の推進に向けた取組
イ 廃棄物の発生抑制と循環的利用の促進
ウ 循環型社会に向けた基盤整備

2. 地球温暖化対策などの推進と再生可能エネルギーの普及促進

ア 省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの普及促進
イ 最新技術の実証と活用

III

くらしを支える
環境の質を高める

1. くらしを支える生活環境の確保

ア 生活環境に関わる要素の監視・測定
イ くらしを支える生活環境の保全
ウ 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策などの推進
エ 災害に強い体制づくりの推進
オ 環境美化の推進

2. うるおいと安らぎのある生活環境の確保

ア 親水性のある場づくりの形成
イ 身近な緑の保全と創出
ウ 人と環境に配慮した社会資本の整備と維持

IV

豊かな自然環境
と文化と
社会をつくる

1. 歴史的・文化的環境の保全と活用

ア 佐渡金銀山遺跡および文化財等の保全・活用
イ 歴史的・文化的資源の保全と活用

2. 佐渡にふさわしい景観の形成

ア 景観計画、景観条例に基づく景観像
イ 良好な景観の確保

V

環境市民を形成し
市民活動を展開する

1. 佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成

ア 環境教育・環境学習における様々な取組み
イ 次世代を担う人材への重点的な取組の推進
ウ 指導者の育成と活用の推進
エ 家庭、地域、職場など、多様な場における環境教育・環境学習の推進

2. 協働の取組の推進

ア 市の率先行動と中心的役割としての取組
イ 協働のための仕組みづくり
ウ 環境情報の収集・提供の充実
エ 各主体の自主的・積極的な取組に関する支援

第2節 環境施策の具体的展開

I 豊かな自然を守り育む

健全な生態系が保たれ、森里川海の関わりを大切にし、人と自然の共生の実現に向けた取組を進めます。

1. 豊かな自然環境の保全と活用

(1) 施策目標

健全な生態系を維持、回復し、経済活動と環境の好循環を生み出す島を目指します。

指標	①環境にやさしい米づくりなどの面積の割合	88%
	②学校給食における地場産農作物使用割合	30%(H31 目標)

(2) 施策方針の内容

ア すぐれた自然環境の保護・保全

- ① トキをシンボルとした共生の取組に関連する施策を中心に、自然環境の維持に努めるとともに、保護上重要な野生生物の生息・生育地の保全を進めます。
- ② 希少性、学術性、景観美にすぐれた天然林などの原生的自然を関係機関と連携・協力して保護・保全に努めます。
- ③ 自然公園や自然（緑地）環境保全地域、鳥獣保護区内の規制内容の周知や、その区域のすぐれた自然の概要について啓発し、適正な保護を図ります。
- ④ 佐渡の優れた自然の価値を市民団体などと連携して利活用法を検討します。利用にあたっては地域に適合した独自の自然保護ルールなどを決めるなど自然保護意識の統一を図ります。



原生的自然環境

イ 野生生物などの保護・管理

- ① 国内希少種を含む佐渡の動植物について、既存の生息状況確認資料を活用し、分布情報の把握に努めます。希少動植物の生息・生育を脅かしている原因などを広く周知することにより、市民理解の促進と保護意識の高揚を図ります。
- ② 開発行為の自然環境配慮などを広く周知し、各種開発事業などの実施にあたっては、計画の段階から事業の実施が野生生物に及ぼす影響について検討を行い、希少種をはじめとする地域の野生生物の保全のための適切な措置が講じられるよう努めます。
- ③ 国外から導入された外来生物や、国内の他地域から導入された外来生物（国内由来外来生物）に関する情報の収集を進め、生態系などに被害を及ぼすおそれがある場合は、関係機関と連携して防除事業などを実施するとともに、ペットなどの適切な扱いに関する啓発に取り組みます。



採餌中のトキ

ウ 里地、里山、里海などの保全と活用

- ① 農村環境の保全と農業の活性化
 - a 耕作放棄地の増加を食い止め、農業が育む生物多様性を保全するため、生きものを育む農法などを推進し、生きものが生息できる環境と農業生産活動の調和に努めるとともに、佐渡農業の持続可能性を高めていくためG I A H S（世界農業遺産）の価値を高めていきます。
 - b 関係機関と連携・協力して、農薬や化学肥料の使用低減などによる環境保全型農業を推進します。
 - c 環境保全型農業の推進について、減農薬の栽培基準に移行するよう努め、自然エネルギーを最適に取り入れることによる環境ブランドの促進・地産地消や佐渡ツーリズムの促進に向けて「生物多様性佐渡戦略」の下、推進を図ります。

- d 関係機関と連携し稲わらなどの農地への還元について、配慮します。また、稲わらなどの焼却については、有機資源の有効利用を促進する指導、防火上の指導、健康被害を防ぐうえでの指導について、各役割を整理し取り組みます。
- e 環境と調和のとれた農業生産活動規範の普及促進について、有機栽培の推進による農産物の高付加価値支援を行うなどの施策を行います。
- f 消費者と農業者との交流や地産地消・食育を推進し、環境に配慮した農業に対する市民の理解促進を図ります。



棚田保全活動を通じた交流

② 森林の保全と林業の活性化

- a マツ枯れやナラ枯れ対策として、薬剤の地上散布や被害木の伐倒駆除など、各種防除措置を引き続き総合的に推進します。
- b 国県事業を活用するなど、荒廃した竹林整備に取り組む地域（団体）を援助します。
- c 二次林においては、更新や保育、間伐などの適正な整備を推進するとともに、所有者による森林整備を支援します。
- d 身近な里山については、地域住民のボランティア活動による森林整備などを促進するとともに、自然とのふれあいや環境学習の場としての活用を図ります。
- e 佐渡産材の主伐・間伐材の利用をより一層高めることにより、林業の活性化を図ります。
特に、小・中学校や文化施設、高齢者施設などの公共施設に佐渡産材を積極的に活用するとともに、木製品の製造・販売を支援し、利用の拡大を図ります。
- f 竹林や広葉樹などの木質バイオマスエネルギー化を進め、農業利用など資源循環モデルを構築し、森林の適正管理に努めます。

③ 浅海域の保全・再生と漁業の活性化

- a 陸域での人間活動による環境負荷が、浅海域の生物多様性にも影響を及ぼすことを理解し、流域における環境負荷の低減、水源かん養や土砂災害防止など、多様な環境保全機能を有する森林や農地の保全など、広域的なスケールでの取組を推進します。
- b 漁業者の協力はもとより、県などの関係機関と連携・協力して、藻場の現状の把握に努めるとともに、藻場の保全・回復、海底・海岸清掃、産卵場、育成場の整備などにより、大切な地域資源である漁場の生産力の向上を図ります。
- c 水産資源を持続的かつ最適に利用するため、つくり・育て・管理する漁業を推進します。



コブダイ



海中の様子



水中クリスマス

(本項写真提供：エス.ワールド株式会社様)

エ 自然とのふれあいの推進

- ① 地域の自然保護団体による自然保護活動の取組の支援を行います。また、佐渡の自然の現状について連携して情報収集などを図ります。
- ② 里山林や河川、海岸など、身近な自然とのふれあいの場として、自然歩道など（石名県有林遊歩道、北陸自然遊歩道やトレッキングコース）の利用促進を図ります。
- ③ 自然観察会や探鳥会、森林体験学習など、自然環境にふれあえる体験型の学習をさらに充実させ、自然にふれあい、親しむ機会を提供します。
- ④ 環境学習・教育における指導者などの育成事業を、市の行う指導者研修会や市民大学講座、大学などが推進するリーダー養成講座などと連携を図り推進します。
- ⑤ 自然を適切に保全しながら持続的に利用を図るエコツーリズムの普及・定着を推進するため、インターネットなどによるエコツアー情報の提供やモデル的なツーリングメニューの開発、ガイドの育成の促進などの取組を進めます。また、環境学習型修学旅行の誘致を推進します。
- ⑥ 都市住民が自然とふれあう機会の提供と滞在型の余暇活動の推進を行い、森林整備や棚田の保全、トキの生息環境整備などへの参加や交流活動を通じて、地域コミュニティの活性化を図ります。

森・里・川・海の水・物質循環が生み出す恵み



出典：環境省HP

「森里川海の連環確保の環境が生み出す恵み」

生物多様性が私たち人間に提供してくれる自然の恵み

生物や自然環境のことをまとめて生態系と呼びます。

そう呼ぶのは、生物や自然環境がそれぞれ独立しているのではなく、「生態系」という集まりになって相互作用しながらバランスをとっているという考え方からです。

私たち人間の暮らしも生態系の一員として生物や自然環境から食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。

この生態系から受ける恵みのことを生態系サービスと言います。

国連が2001年（平成13年）から2005年（平成17年度）にかけて行った生態系が提供するサービスに着目した地球規模の生態系に関する総合的評価では、生態系サービスを次の表のように分類しています。

生態系サービスの分類			
 供給サービス ・食料 ・淡水資源 ・原材料 ・遺伝子資源 ・薬用資源 ・観賞資源	 調整サービス ・大気質調整 ・気候調整 ・局所災害の緩和 ・水量調節 ・水質浄化 ・土壌浸食の抑制 ・地力の維持 ・花粉媒介 ・生物学的防除	 生息・生育地サービス ・生息・生育環境の提供 ・遺伝的多様性の保全	 文化的サービス ・自然景観の保全 ・レクリエーションや観光の場と機会 ・文化、芸術、デザインへのインスピレーション ・神秘的体験 ・科学や教育に関する知識

資料：環境省

画像は環境省ホームページより

これまで、生態系サービスは無限で無料と考えられてきました。

ところが、人間による開発や、人口が増えてくるにつれて生態系サービスの供給が追い付かなくなってきていることがわかってきました。

ようやく、生態系は限りある資源で大事に守らなければならないということに私たちは気が付いたのです。

現在、地球上では平均して1日に約100種類の生物が絶滅していて、しかも過去と比較して生物の絶滅のスピードは加速しています。その原因は人間の活動の影響によって生物多様性の危機が引き起こされていると言われています。こうした、地球が非常に多くの植物、動物、生態系を失っていることを生物多様性の喪失といいます。

生態系サービスは生物多様性※の喪失によって基盤を失い、サービスの低下を招きます。

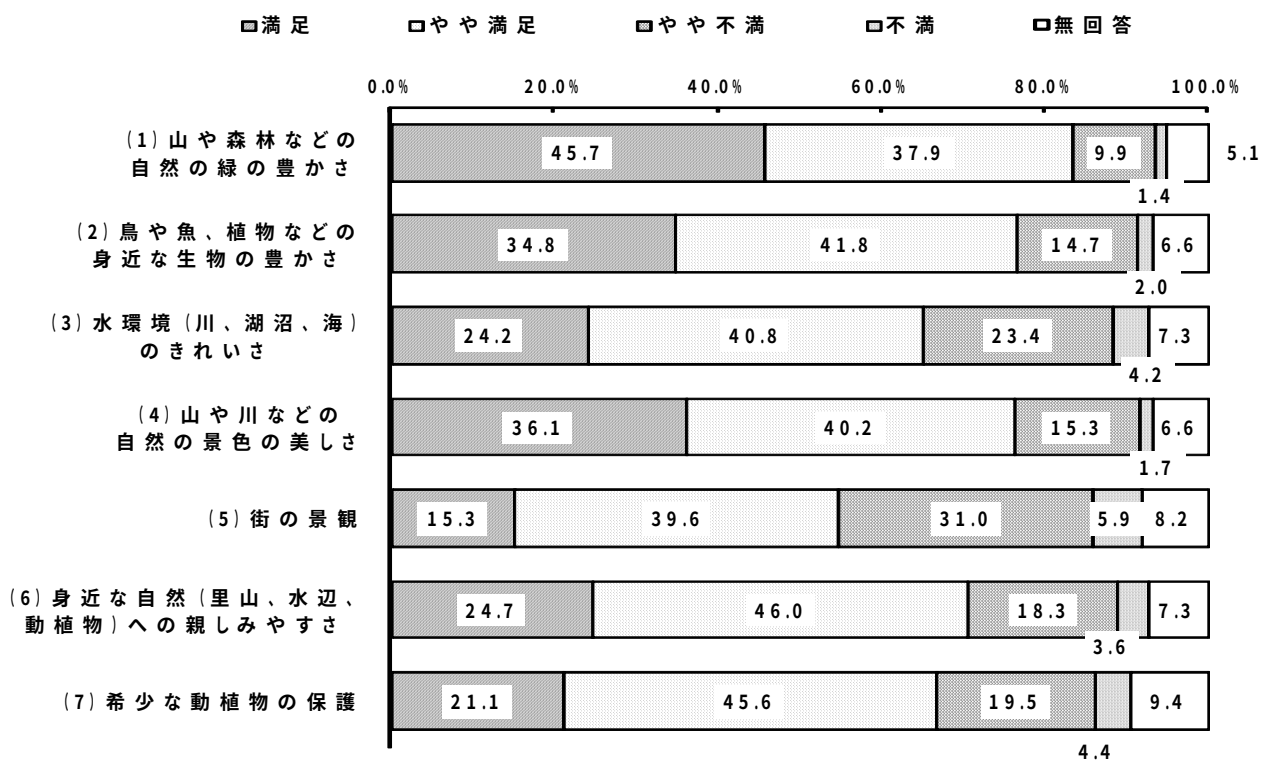
生物多様性が豊かであるほど生態系サービスが向上するという場合が多くみられるため、将来にわたってサービスを受け続けていくためには、その源となる生物多様性を保全していくことが重要なのです。

※遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること。

これを地球規模で保全するため、1992年に生物多様性条約が採択された。

(3) アンケートから見る市民意識

(身近な自然環境への満足)



身近な自然環境への満足度をみると、「満足（「満足」と「やや満足」の合計）」の割合が最も高いのは『(1) 山や森林などの自然の緑の豊かさ』(83.6%)です。以下、『(2) 鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさ』(76.6%)、『(4) 山や川などの自然の景色の美しさ』(76.3%)、『(6) 身近な自然（里山、水辺、動植物）への親しみやすさ』(70.7%)が続いています。

一方で、「不満（「不満」と「やや不満」の合計）」の割合が高いのは『(5) 街の景観』(36.9%)、『(3) 水環境（川、湖沼、海）のきれいさ』(27.6%)、『(7) 希少な動植物の保護』(23.9%)、『(6) 身近な自然（里山、水辺、動植物）への親しみやすさ』(21.9%)となっています。

2 トキとの共生の実現

(1) 施策目標

さまざまな人たちの理解と協力により、環境に配慮した栽培基準に基づく「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の取組が全島に普及し、トキの餌場である水田とその周辺環境が保たれてきたことから、引き続き、トキが佐渡の上空に羽ばたく姿をいつまでも保てるよう努めます。

指標	①トキの野生定着数	220羽以上
	②ビオトープ面積	45ha

(2) 施策方針の内容

ア 人とトキが共生できる社会環境の創出と各主体の連携・協力の推進

- ① 環境省が次期目標として定めた「2020年までに220羽のトキの定着」を実現するため、関係機関との連携・協力をさらに進めます。
- ② トキの生息環境整備と人とトキが共生できる社会環境を創出するため、教育・研究機関などとの連携・協力をさらに強化します。
- ③ 生息環境整備、社会環境整備、また、トキとの共生が地域活性化につながるような取組を、行政、大学、企業、市民、NPOなどと連携を図り、全国に発信します
- ④ 施策の中心となる施設として、トキの森公園、トキ交流会館の機能を拡充します。

イ トキの生息環境整備と参加型地域づくり

- ① 環境保全型農業の取組やビオトープづくり、棚田の保全、落差などを解消した多自然型の川づくり、森林整備などに取り組み、トキの餌場や営巣地を整備します。
- ② 餌場や営巣地などを一体的に整備するとともに、地域住民と様々な主体が連携・協働していくことのできる仕組みづくりを行います。
- ③ 様々な主体との連携・協働したトキの生息環境整備により、地域コミュニティが活性化し、より多くの環境保全活動に広がっていくことができる地域づくりを推進します。
- ④ トキの生息環境整備などの効果を把握し施策に反映するため、教育・研究機関などによる調査研究を奨励します。
- ⑤ 放鳥されたトキの様子や地域のトキに係る課題を把握するため、「トキ保護推進員」の活動を奨励します。

ウ トキとの共生に向けた理解の促進

- ① トキが市の鳥として、より市民から愛され誇りとなるよう、トキの保護・増殖活動や野生復帰の取組、生態などについて、一層の市民への理解と共生の取組の啓発を促進します。
- ② トキの野生復帰に関する情報を発信し、トキの保護について啓発するとともに、「トキファンクラブ」などを通じて、島内外協力者との連携・協働のための仕組みづくりを進めます。
- ③ トキとの共生の取組などについて解説する「トキガイド」の育成をより一層推進し、他地域への発信やエコツアーリズムなどで活用します。



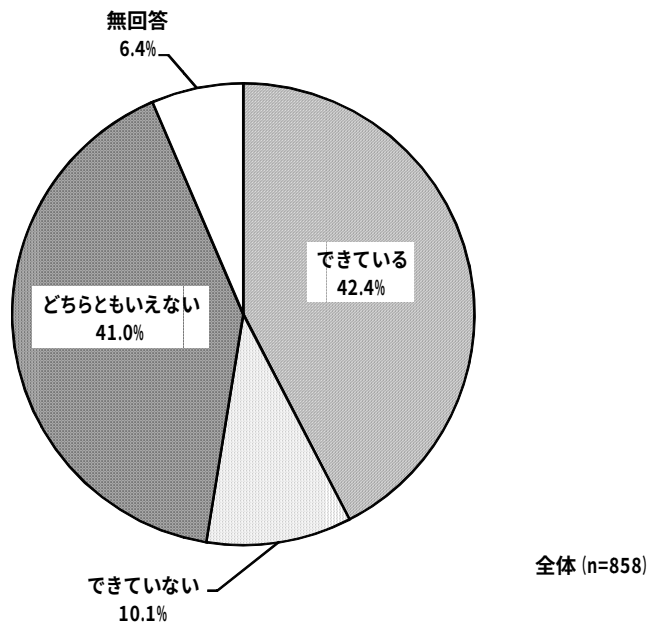
トキとの共生ルール看板（新穂行政SC前）

(3) アンケートから見る市民意識

(トキとの共生について)

トキとの共生成否への感じ方については、「できている」(42.4%)と「どちらともいえない」(41.0%)が4割強で拮抗しています。

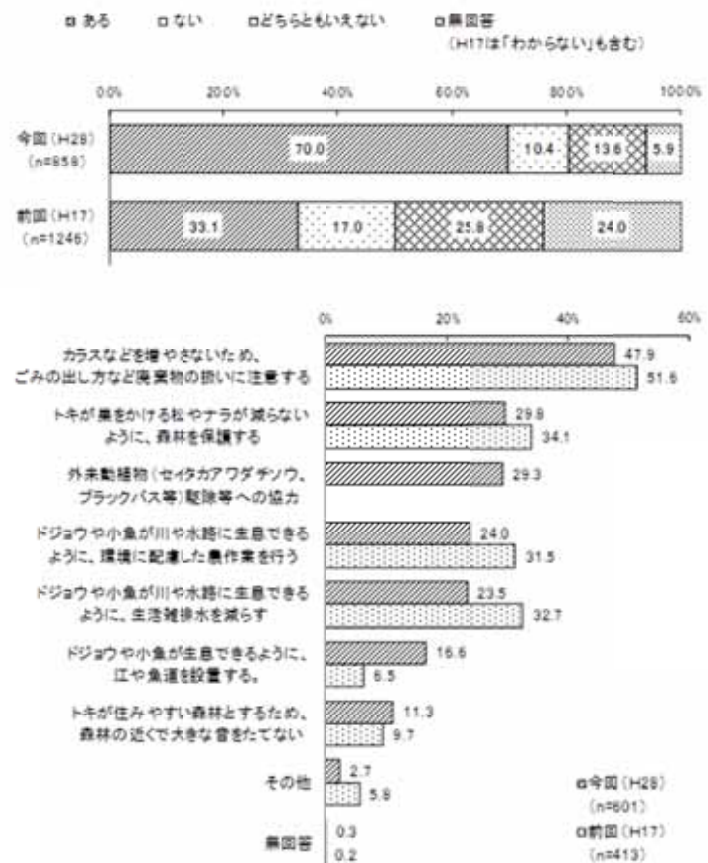
なお、「できていない」(10.1%)は1割程度にとどまります。



(共生による地域振興への影響に関する考え方)

共生のために心がけていること・心がけたいことの有無では、「ある」(70.0%)が7割を占めています。

『ある』と回答した601人に心がけていこう(心がけてほしい)と考えていることをたずねたところ、「カラスなどを増やさないため、ごみの出し方など廃棄物の扱いに注意する」(47.9%)が最も多く、以下、「トキが巣をかける松やナラが減らないように、森林を保護する」(29.8%)、「外来動植物(セイタカアワダチソウ、ブラックバスなど)駆除などへの協力」(29.3%)となっています。



Ⅱ 地球環境を考え行動する

資源やエネルギーを効率的、循環的に利用する地球環境に配慮した島を目指します。

1 廃棄物の循環利用の促進

(1) 施策目標

日本に昔からある「もったいない」の精神を活かし、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）という3R活動の推進と適正処理の確保により、ごみを減らし、資源として有効利用を図ることにより、天然資源の消費を抑制し、環境負荷をできる限り低減化する「循環型社会」を実現します。

指標	①可燃ごみに占める生ごみの割合	8.0%
	②廃棄物排出量	17,800 t/年(H32年度18,500 t/年)
	③1人1日あたりごみ排出量	940 g (H32年度960 g)
	④リサイクル率	25.0% (H32年度25.0%)
	⑤埋立処分量	820 t/年

※()内は佐渡市一般廃棄物処理基本計画の数値目標

(2) 施策方針の内容

ア 循環型社会の推進に向けた取組

- ① 「佐渡市一般廃棄物処理基本計画」(平成25年3月改訂)の目標として掲げた、「廃棄物の減量化などの目標」(一般廃棄物の年間排出量、再生利用率、最終処分率)を達成するため、市民・事業者・行政が三者一体となる協働体制で、廃棄物の減量化や資源化など循環型社会の実現に向けた取組を進めます。
- ② 佐渡市一般廃棄物処理計画基本計画の見直しにあたっては、廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標を設定したうえで、一般廃棄物処理施設の整備・更新など、地域における循環型社会を形成するための総合的な計画となるよう見直しを行います。

イ 廃棄物の発生抑制と循環的利用の促進

- ① レジ袋の有料化やマイバッグ(買物袋)の普及展開、生ごみのコンポスト化の普及促進により、廃棄物の減量化や循環利用の意識を高めます。
- ② 廃棄物処理に関する情報を、市のホームページなどにより市民に積極的に提供するとともに、社会全体で3R活動の推進のための意識改革を図ります。

- ③ 給食センターから排出される生ごみのコンポスト化やごみ箱から古紙ゼロ運動など、市自ら率先的に３Ｒ活動に取り組み、その状況を積極的に周知します。
- ④ ３Ｒ活動の推進に向け、市が実施するイベントごみの減量化を推進するとともに、各主体の自主的なイベントごみの減量化に向けた取組を支援します。
- ⑤ 食品廃棄物を排出する食品製造・加工業者とリサイクルされた堆肥・肥料の引き受け手となる農業者などのマッチングを推進し、有機質資源の循環的利用を推進します。
- ⑥ 「新潟県環境保全型農業推進方針」に基づき、使用済みプラスチックの再生利用や、家畜ふんなどを堆肥化し土づくりに活用するなどの有効利用を進め、農業系産業廃棄物の再生利用を推進します。
- ⑦ 既に取り組んでいる廃プラスチックのリサイクルの分別の徹底を図ります。また、古紙の集団回収のさらなる拡充と拠点回収に取り組みます。また、生ごみや廃食用油などの分別収集とリサイクルを検討します。
- ⑧ 「家電リサイクル法」や「自動車リサイクル法」などの啓発を行い、円滑な施行に努めます。

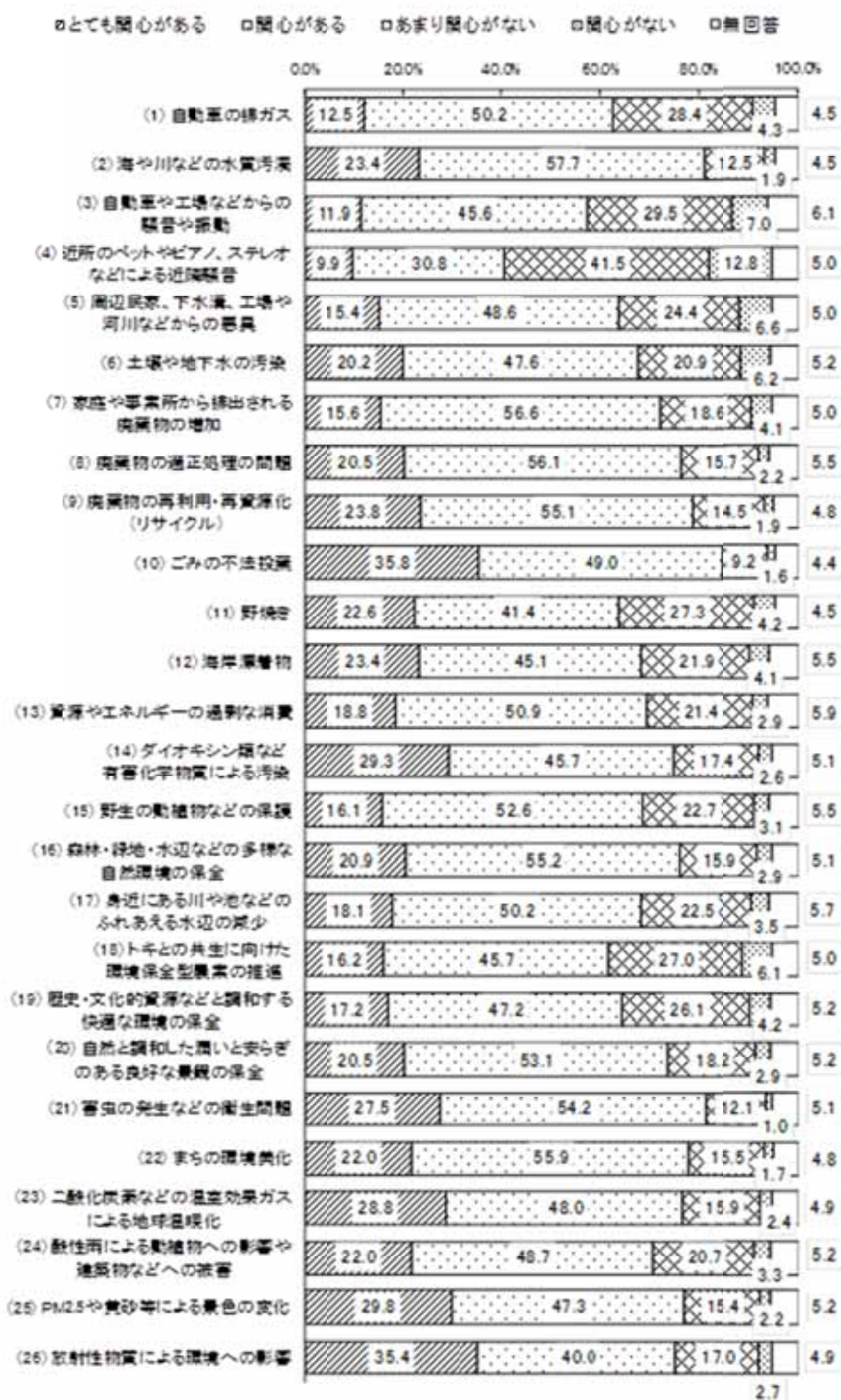
ウ 循環型社会に向けた基盤整備

- ① 循環型社会を構築する基盤として、廃棄物の適正な処理体制をさらに整えるため、地域住民の理解を得つつ環境への配慮を十分に行いながら、一般廃棄物の最終処分場やごみ処理施設などの整備を計画的に行います。
- ② 一般廃棄物処理コストの分析を行い、様々な角度から検討することにより、効率的な処理体制の構築に努めます。
- ③ 災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、関係機関と連携し、被災時における廃棄物処理体制の充実を図ります。

(3) アンケートから見る市民意識

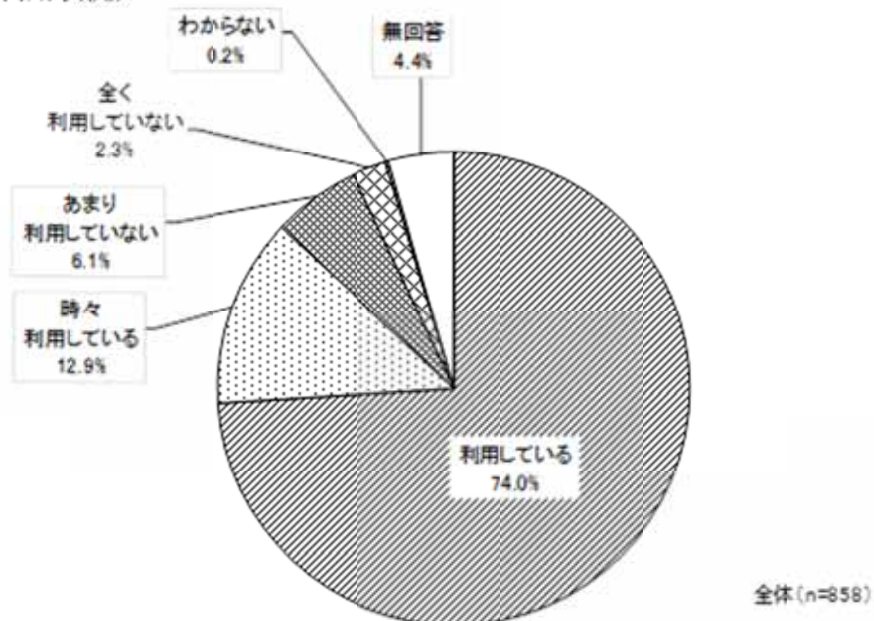
(環境問題への関心)

環境問題への関心としては、「関心がある（「とても関心がある」と「関心がある」の合計）」の割合が最も高いのは『(10) ごみの不法投棄』(84.8%)です。以下、『(21) 害虫の発生などの衛生問題』(81.7%)、『(2) 海や川などの水質汚濁』(81.1%)、『(9) 廃棄物の再利用・再資源化（リサイクル）』(78.9%)、『(22) まちの環境美化』(77.9%)、『(25) PM2.5や黄砂などによる景色の変化』(77.1%)が続いています。



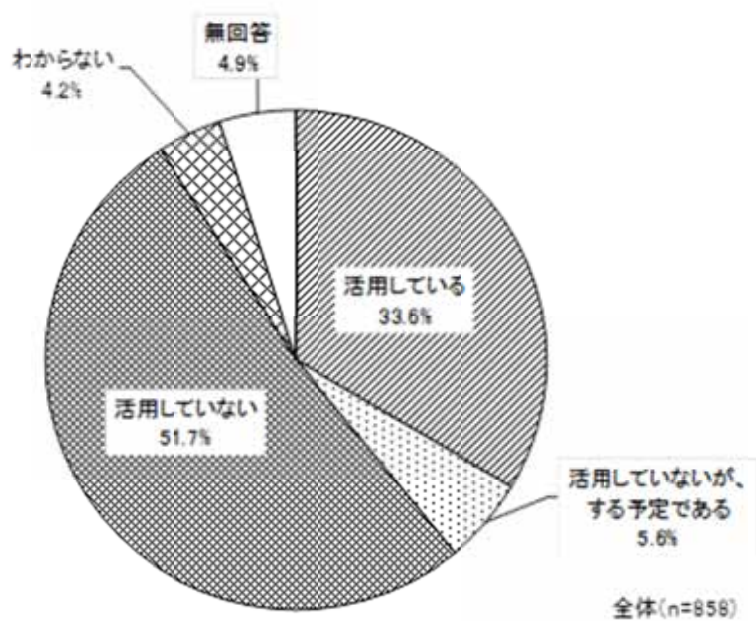
一方で、「関心がない（「関心がない」と「あまり関心がない」の合計）」の割合が高いのは『(3) 自動車や工場などからの騒音や振動』(36.5%)、『(18) トキとの共生に向けた環境保全型農業の推進』(33.1%)、『(1) 自動車の排ガス』(32.7%)、『(11) 野焼き』(31.5%)、『(5) 周辺民家、下水溝、工場や河川などからの悪臭』(31.0%)、『(19) 歴史・文化的資源などと調和する快適な環境の保全』(30.3%)で3割台となっています。

(マイバッグの利用状況)



マイバッグの利用状況については、「利用している」(74.0%)が最も多く、全体の約4分の3を占めています。

(生ごみの堆肥化や生ごみ処理機の活用状況)



生ごみの堆肥化や生ごみ処理機の活用状況については、「活用している」(33.6%)は3割強で、「活用していない」(51.7%)が過半数を占めています。

2 地球温暖化対策などの推進と再生可能エネルギーの普及促進

(1) 施策目標

地球環境を保全するため、省資源、省エネ、新エネルギーの導入などにより、温室効果ガスの排出量を削減します。また、オゾン層の保護や酸性雨対策などの取組を理解し、かけがえのない地球環境を守ります。

- 指標** ①公共施設における再生可能エネルギー導入数 20か所
②市の施設におけるCO₂排出量 20,061 t-CO₂/年

(2) 施策方針の内容

ア 省エネルギー対策の推進と再生可能エネルギーの普及促進

① 佐渡市地球温暖化対策実行計画などに基づく推進

- a 「佐渡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市自らが地球温暖化対策に率先的に取り組むとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律における公共施設全体のエネルギー使用量を把握し、その結果を分析することで、省エネルギー、CO₂排出量の削減に繋がります。また、その状況を積極的に公表します。
- b 「新潟県地球温暖化防止活動推進センター」や「新潟県地球温暖化防止活動推進員」と連携・協力し、啓発活動を行うとともに地域における地球温暖化対策を総合的・計画的に推進します。
- c 計画的な森林整備を推進するとともに、市民参加による森林づくりを推進します。
- d 市民、事業者に対して、地球温暖化問題を啓発するとともに、日常生活や事業活動における省エネルギー対策の推進やCO₂排出量の削減の取組を推進します。
- e 再生可能エネルギーなどに関する新技術導入については、大学などと連携し調査研究を進めます。
- f 身近な吸収源対策として、公園の整備、公共・公益施設の緑化など、「佐渡市都市計画マスタープラン」などの計画に基づき、新たな緑化空間の創出を推進します。

② 省エネルギー対策の推進

- a 「うちエコ診断」など、市民に対して、日常生活での地球温暖化防止や省エネルギー対策に向けた効果的な取組を実施するなど、普及啓発に努めます。
- b 省エネルギー診断などを活用し、省エネルギー及び温室効果ガスの排出削減な

どに積極的に取り組む事業所を支援します。

- c 木くずや廃食用油、生ごみなどのバイオマス資源のエネルギー利用を促進します。
- d 3R活動の推進により、廃棄物の処理に伴う温室効果ガスの排出量を削減します。
- e 市が率先的に低公害・低燃費車を導入するとともに、引き続き導入助成に取り組むことで、低公害・低燃費車の普及を促進します。
- f アイドリングストップなどのエコドライブを推進するとともに、「佐渡市地域公共交通網形成計画」などの計画に基づき、地域特性に応じた環境負荷の小さな交通が実現されるよう、関係機関との連携の上、促進を図ります。



間伐材等をはじめとしたバイオマスの利活用

③ 再生可能エネルギーの活用

- a 「佐渡市地域新エネルギー導入促進計画」の数値目標に基づき、太陽光や風力、水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーを活かした島づくりに取り組みます。
- b 「佐渡市地域新エネルギー導入促進計画」に基づき、小・中学校や庁舎などの公共施設、外灯や防犯灯などに太陽光・風力発電設備を率先的に導入するとともに、引き続き一般住宅における導入助成に取り組み、再生可能エネルギーの導入を促進します。
- c 地元産木材利用の促進や林地残材などのバイオマス資源をエネルギーに有効利用する取組を推進します。

イ 最新技術の実証と活用

再生可能エネルギー・省エネルギーや環境に関するすぐれた最新の技術の情報収集に努めるとともに、関連機関と連携し実証、活用する取組を支援します。



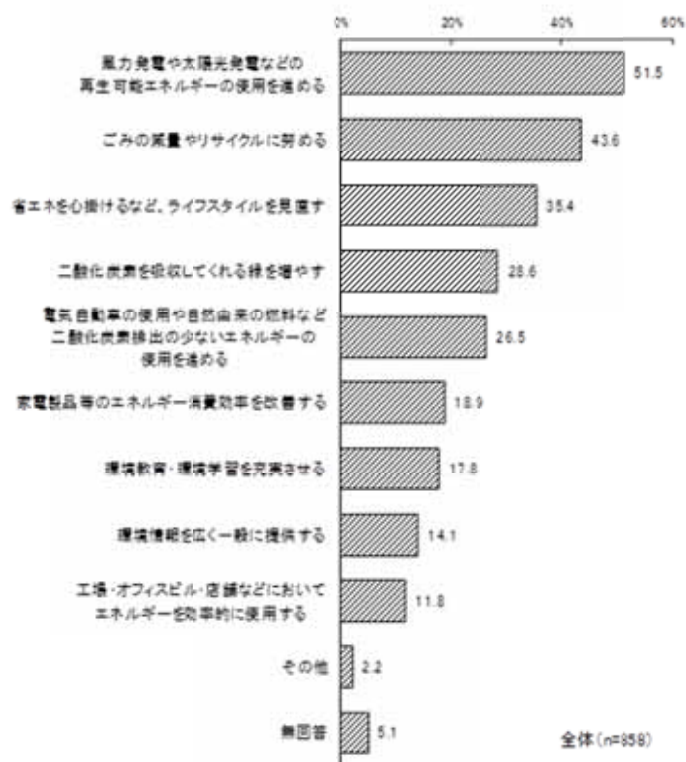
営農型ソーラーシェアリングの研究

(3) アンケートから見る市民意識

(地球温暖化防止に必要な取組について)

本市のエネルギー事情や地球環境的な問題から、再生可能エネルギーの使用を進めることの割合が高くなっています。

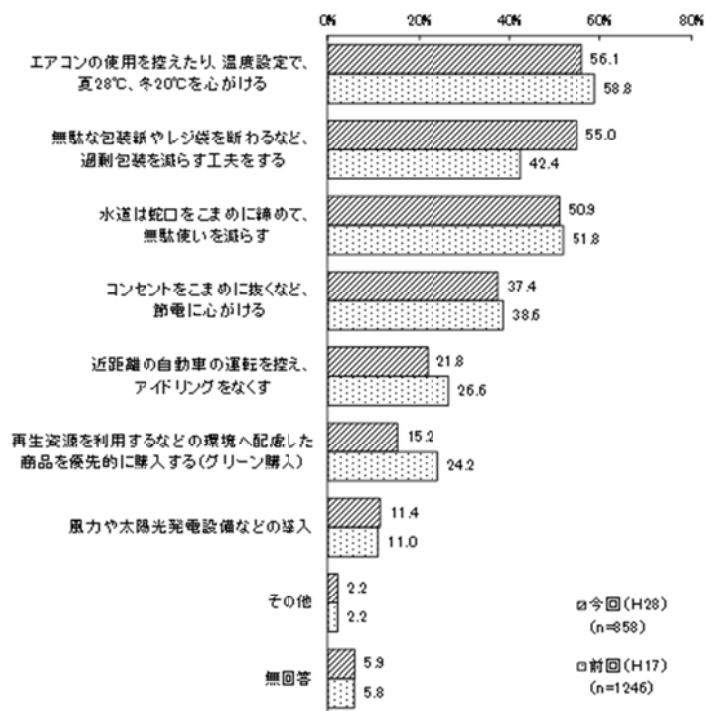
また、ごみの減量化、省エネなどの取組が必要と感じている割合が高くなっています。



(地球温暖化防止に関して心がけていること・実行できること)

地球温暖化防止に関して心がけていること・実行できることについては、「エアコンの使用を控えたり、温度設定で、夏 28℃、冬 20℃を心がける」(56.1%)の割合が最も高くなっています。以下、「無駄な包装紙やレジ袋を断わるなど、過剰包装を減らす工夫をする」(55.0%)、「水道は蛇口をこまめに締めて、無駄使いを減らす」(50.9%)が5割台で続いています。

「無駄な包装紙やレジ袋を断わるなど、過剰包装を減らす工夫をする」の割合が、前回調査よりも1割以上高くなっています。



Ⅲ くらしを支える環境の質を高める

環境汚染や自然災害の防止など生活環境の対策を進め、安全で快適な島を目指します。

1 くらしを支える生活環境の確保

(1) 施策目標

さわやかで澄んだ空気、清らかで豊かな水、騒音や振動のない安全で快適な生活環境を確保します。

指標	①野焼き 苦情件数	50件
	②生活雑排水処理人口比率（水洗化率）	67.2%
	③海水浴場の水質判定基準 AA の割合（開設前）	6/6

(2) 施策方針の内容

ア 生活環境に関わる要素の監視・測定

- ① 市民の健康と生活環境保全の基礎となる大気や水質などの監視・測定を、県や事業者と連携・協力しながら計画的に実施し、充実に努めます。
- ② 騒音規制法や振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域などについて、生活環境の変化や必要に応じて見直しを検討します。
- ③ 公害苦情については、県と協力して適切な処理を図るとともに、処理が困難な事案については、「公害紛争処理制度」を利用した解決を図ります。
- ④ 県制度融資などの周知により、工場・事業場が実施する公害防止施設の設置などの取組を促進します。
- ⑤ 公害防止協定の締結など、事業者と市民との良好な関係づくりを促進します。
- ⑥ 災害時における環境保全対策を県と連携・協力しながら推進します。

イ くらしを支える生活環境の保全

① 大気環境の保全

- a 工場・事業場からの大気汚染については、事業者や県と連携して、環境モニタリングを行うとともに、排出基準の遵守などの指導を行います。
- b アスベストについては、県と連携・協力して、建築物の解体現場などからの大気中への飛散防止対策の徹底を図ります。

- c 野焼き防止などの対策会議を開催するなど、県、警察、消防と連携して野焼き禁止の普及啓発、パトロールの強化に努めます。また、県や農協と連携・協力して稲わらやあぜ草などの焼却防止の推進を図ります。
- d PM2.5などの大気汚染について実態などの把握と危険意識の向上に努めます。

② 水環境の保全

- a 県と連携しながら、工場・事業場における排水基準の遵守などの指導を行い、水質汚濁の未然防止に努めます。
- b 水環境の保全を図るため、下水道などの生活排水処理施設の整備の有効な施策として継続していきます。下水道使用料の免除制度や合併処理浄化槽設置補助金などの制度の周知により水洗化率の向上に取り組みます。
- c 加茂湖岸のヨシ原の保全・再生などにより、植生による水質浄化機能の確保を図るとともに、身近な水辺の整備や加茂湖流域が親水性の高い地域となるよう努めるなど、市民一人ひとりの意識啓発を進めます。
- d 河川、湖沼、港湾などの水域については、県と連携して、経年変化などの状況の情報共有を図ります。
- e 県や農協と連携・協力し、農薬や化学肥料の使用低減、家畜ふんなどの堆肥化と土壌還元などの環境保全型農業の普及に取り組みます。また、「トキと暮らす郷づくり認証制度」（生きものを育む農法）に伴う農薬化学肥料の減量化など地域の特性に応じた適切な低減対策に取り組みます。
- f 魚類のへい死、油の流出などの異常水質事故を未然に防止するため、市民や事業者への指導、啓発を引き続き実施するとともに、異常水質事故が発生した場合は、県や関係機関と連携・協力して、迅速な対応体制のもと、被害の拡大防止や原因究明、原状回復措置に取り組みます。
- g 水源や浄水場における適切な水質管理などにより、安全で良質な水の確保に努めます。
- h 水域の特性に応じた良好な水質と水量を確保するため、節水や雨水の有効利用、歩道や駐車場などへの透水性舗装の導入を推進します。
- i 地域の貴重な水源である湧水については、市民との協力により適切な利用と保全に努めます。

③ 土壌汚染対策

- a 土壌や地下水の有害物質による汚染を未然に防止するため、県と連携して有害物質使用事業場などに対する指導に取り組みます。
- b 土壌汚染や地下水汚染が認められた場合は、速やかに周知を図り、市民の安全を確保するとともに、原因の究明と対策に努めます。

④ 騒音・振動対策

工場・事業場及び建設事業者などに対する立入指導を実施し、騒音・振動の防止に努めます。

また、市への事前届出の義務化の徹底と事前審査の強化を図ります。

⑤ 悪臭対策

- a 工場・事業場などの悪臭発生源に対する立入検査の実施や規制基準の順守などの監視・指導に努めます。また、市への事前届出の義務化の徹底と事前審査の強化を図ります。
- b 野焼きに伴う悪臭苦情が多いことから、野焼き禁止の普及啓発（市報、チラシ、防災ラジオなど）、パトロールの強化など、県や関係機関と連携・協力して、野焼き禁止の徹底を図ります。
- c 畜産事業者に対して家畜ふん尿の適正な管理を指導し、悪臭防止対策の徹底を図ります。また、悪臭問題が生じた場合は、県と連携・協力して改善指導を行い、速やかな解決に努めます。

⑥ 化学物質対策

ダイオキシン類など、環境への影響が懸念される様々な化学物質について、引き続き、県と連携して排出や使用状況などの実態の把握を行うとともに、必要により化学物質の排出の少ない生産工程の導入や、使用方法の改善措置、事故などの減少化をはじめとした指導を行います。

⑦ 公害防止に向けた関係づくりの推進

- a 工場・事業場などにおける環境への負荷の低減など、事業者による自主的な取組を促進し、公害防止協定などの締結により、市民との間の良好な関係を築く取組の推進を図ります。
- b 市民、事業者が自主的に地域づくりへの参画を促進するため、環境情報の公開を行うことや活動の場の提供を推進します。

⑧ 日常生活における環境配慮

- a 一般家庭から発生するペットの鳴き声、ステレオやエアコン室外機の音などの騒音防止について、意識づけを図ります。
- b ペットの適正な飼養とふん尿被害などを防止するための周知を図ります。
- c 家庭ごみの自家焼却や投棄の禁止の徹底を図ります。
- d 下水道などへの接続の推進や、炊事、洗濯、入浴などに伴う家庭からの汚濁負荷を低減するための周知を図ります。
- e 廃自動車の放置を防止するため、周知を図ります。

ウ 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策などの推進

⑨ 廃棄物の適正な処理の推進

- a 一般廃棄物処理施設の信頼性の確保を図るため、処理施設を適正に管理し、周辺の環境モニタリングなどの徹底とともに、一般廃棄物処理施設の維持管理状況を公表します。
- b 廃棄物処理業者の適正処理を推進するため、関係機関と連携して廃棄物の処理に係る法令などの徹底や、監視・指導を行うとともに、事業者の自主的な環境情報の公開など透明性の確保を促進します。
- c 市が処理することが困難な一般廃棄物の適正処理の体制を確保するため、製造・販売業者による回収や産業廃棄物処理業者の活用による処理ルートを確保するとともに、「ごみカレンダー」や「ごみの分別ガイドブック」の配布などにより、市民などに適切な情報を提供します。

⑩ 廃棄物の不法投棄対策などの推進

- a 廃棄物の不法投棄や野焼きを未然に防止するため、不法投棄監視員を中心とした地域による防止体制を強化します。
- b 県、警察、消防などの関係機関や不法投棄監視員などと連携して合同パトロールを実施し、廃棄物の不法投棄や野焼きなどを未然に防止します。
- c 廃棄物を排出する事業者などの順法意識を高めるとともに、広く市民の間に、廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正な処理を許さない意識を醸成するため、関係機関と協働して啓発活動を積極的に行います。
- d 県などの関係機関や不法投棄監視員、市民や事業者などの各主体と連携・協働して、不法投棄情報の収集を行うとともに、不法投棄された廃棄物や放置自動

車、海岸漂着ごみの撤去を推進します。

- e 佐渡市一斉清掃、ごみゼロの日キャンペーン、一日美化デー、佐渡を美しくする会の取組により、地域を美しく保つ機運の醸成を図ります。

エ 災害に強い体制づくりの推進

- ① 里地、里山、里海の整備は、災害の予防効果も発揮するものであり、引き続きその充実に向けての啓発に取り組みます。
- ② 化学物質を使用している事業所など、災害時に環境汚染を未然に防止するため、環境安全体制の一層の整備の促進などを県などの関係機関と連携して行います。
- ③ 災害廃棄物の適正な処理を行うため、県や他自治体と連携・協力した島外処理、産業廃棄物処理業者などとの協力体制の整備を図ります。
- ④ 「空家など対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理が行われていないことで防災、衛生、景観などの生活環境に深刻な影響を及ぼす空家などについての対策を検討します。

オ 環境美化の推進

- ① 空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくし、世界遺産にふさわしい島を目指して、関係機関や各種団体と連携し、「ごみゼロの日キャンペーン」や「佐渡市一斉清掃」、沿道の草刈りなどのボランティア活動に積極的に取り組みます。
- ② 観光地周辺の道路の草刈りを行い、環境美化に取り組みます。
- ③ 空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨てを防止するため、環境美化指導員による巡視や回収を強化するとともに、市民への注意喚起に努め環境美化意識の高揚を図ります。

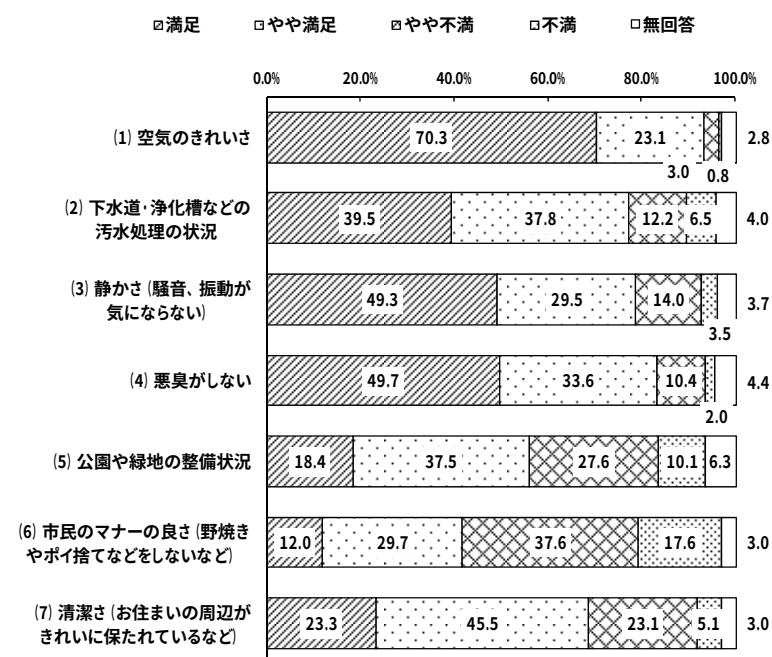


ごみゼロ運動の展開

(3) アンケートから見る市民意識

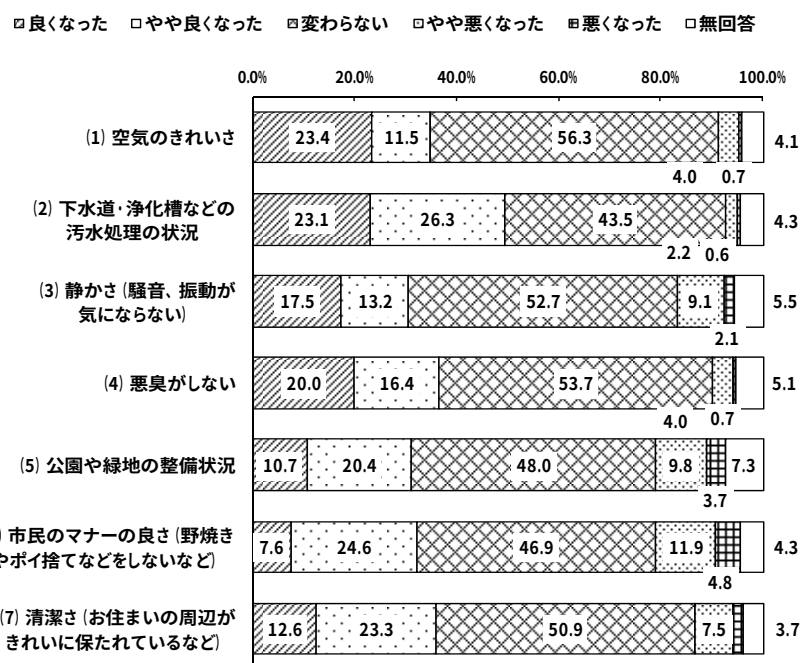
(身近な生活環境への満足)

身近な生活環境への評価としては、「良くなった（良くなった）」と「やや良くなった」の合計」の割合が最も高いのは『(2) 下水道・浄化槽などの汚水処理の状況』(49.4%)です。以下、『(4) 悪臭がしない』(36.4%)、『(7) 清潔さ（お住まいの周辺がきれいに保たれているなど）』(35.9%)、『(1) 空気のきれいさ』(34.9%)が続いています。



(身近な生活環境への評価)

一方で、「悪くなった（「悪くなった」と「やや悪くなった」の合計）」の割合が高いのは『(6) 市民のマナーの良さ（野焼きやポイ捨てなどをしないなど）』(16.7%)、『(5) 公園や緑地の整備状況』(13.5%)、『(3) 静かさ（騒音、振動が気にならない）』(11.2%)となっています。



また、「変わらない」の割合が過半数を占める項目は、『(1) 空気のきれいさ』(56.3%)、『(4) 悪臭がしない』(53.7%)、『(3) 静かさ（騒音、振動が気にならない）』(52.7%)、『(7) 清潔さ（お住まいの周辺がきれいに保たれているなど）』(50.9%)です。

2 うるおいと安らぎのある生活環境の確保

(1) 施策目標

親水性のある場づくりの形成や身近な緑の保全と創造、人と環境に配慮した社会資本の整備を推進し、うるおいと安らぎのある快適な生活環境を確保します。

(2) 施策方針の内容

ア 親水性のある場づくりの形成

- ① 水とふれあい、魚など水辺の生物と親しめる場の整備を進めます。
- ② 河川の改修にあたっては、それぞれの目的・機能を踏まえながら、瀬や淵の創出、現況植生の保存について生態系に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全創出する多自然型の川づくりを県などと連携して進めます。
- ③ 市民に親しまれている湧水については、保全と活用を図るための取組を検討します。

イ 身近な緑の保全と創造

- ① 市民や事業者による生垣や花壇の設置など、緑化の取組を促進します。
- ② 庁舎や公営住宅、公園、学校などの公共施設の緑化を充実し、市街地における緑化の保全と創造を進めます。

ウ 人と環境に配慮した社会資本の整備と維持

- ① 行政が管理する公園や公共施設園庭、道路、河川などの環境美化など、市民、市民団体、事業者などと連携・協働による取組を推進します。
- ② 公衆トイレの整備と適切な維持管理を推進するとともに、山や海などの観光・レクリエーション施設の排水処理対策、再生可能エネルギー・省エネルギー対策などを推進します。
- ③ 自然の有する防災や水質浄化などの機能を利用し開発等を進める手法（グリーンインフラストラクチャ）について、調査研究を進めます。

Ⅳ 自然環境豊かな文化と社会をつくる

豊かな自然環境を背景にした歴史的・文化的資源を大切にする島を目指します。

1 歴史的・文化的環境の保全と活用

(1) 施策目標

地域固有の歴史や文化が息づく環境を形成するため、歴史・文化資源を大切にするとともに、地域を活性化する柱として、積極的に活用します。

(2) 施策方針の内容

ア 佐渡金銀山遺跡および関連文化財の保全・活用

- ① 佐渡金銀山遺跡を中心とした佐渡の世界遺産化と登録後に向けた取組を市民と連携しながら積極的に推進します。
- ② 史跡・重要文化的景観など世界遺産関連文化財の保全を進めるとともに、地域の歴史・文化的資源として積極的にその活用を図ります。
- ③ 関係機関や地域住民の協力のもと、市民の世界遺産保護意識の醸成を図ります。

イ 歴史・文化資源の保存と活用

- ① 歴史・文化資源の保全と継承のための拠点として「佐渡学センター」を中心とした取組を進めます。
- ② 指定文化財や伝統的建造物などの保存、修理や維持管理を進めます。
- ③ 埋蔵文化財については、包蔵地の発掘調査と普及啓発による保存対策を進めます。
- ④ 新たな文化財の指定や登録に取り組みます。
- ⑤ 町並み、民家などの歴史的建造物の調査を行い、その保存に努めます。
- ⑥ 地域で親しまれている歴史・文化資源を把握するとともに、地域住民との連携により保全と普及啓発を進めます。
- ⑦ 博物館や資料館など、資料収集や展示の充実に努め、市民の歴史・文化に関する学習を推進します。
- ⑧ 地域の伝統行事や伝統芸能の保存と継承に努めるとともに、市民が文化芸術に親しむ機会の充実と、市民の自発的な文化活動を支援します。

(3) アンケートから見る市民意識

(環境問題への関心)

□とても関心がある □関心がある □あまり関心がない □関心がない □無回答



(様々な環境課題に関して主体的に対処すべき主体)

□市役所等 □事業者 □市民 □無回答

(8) 良好な景観を保持するとともに、歴史的または文化的資源などと調和した快適な環境を創造する



歴史・文化的資源の保全に関しては、関心が高いものの、これらの環境保全に対処する主体としては、市役所などとなっています。



村祭りでの鬼太鼓門付



春日神社能



鬼太鼓神社奉納

2 佐渡にふさわしい景観の形成

(1) 施策目標

自然がつくり出した美しい景色、人々の長い営みの中で育まれてきた棚田や里山、古い街並みや歴史的建造物などがもたらす風景を保全し、佐渡らしい景観を形成します。

(2) 施策方針の内容

ア 景観計画、景観条例に基づく景観像

佐渡らしい景観像を市民との合意のもとに築きます。

イ 良好な景観の確保

- ① 佐渡市景観条例、景観計画に基づき、地域の特性に応じた、きめ細やかな規制や誘導方策に取り組みます。
- ② 森林の適切な維持管理や小倉千枚田などの棚田の復元を進め、里地、里山などの景観を保全します。また、耕作放棄地の生産基盤の復元に取り組むことで、良好な農村景観の形成を促進します。世界農業遺産の価値の維持を今後も図りつつ、棚田の維持、里山、里海などの景観の保全に努めます。
- ③ 「佐渡市屋外広告物条例」に基づく規制や指導を通じて、屋外広告物についての景観上の適正な配慮を促進します。
- ④ 講演会やシンポジウムなどの市民参加のイベントの開催や顕彰制度などを実施することにより、景観形成に関する市民意識の高揚と市民や事業者の自発的な景観づくりを促進します。
- ⑤ 各主体と連携・協力して、清掃・美化活動を推進します。
- ⑥ 個人の所有地などに放置している廃自動車の撤去を進めます。
- ⑦ トレッキング協会など関係機関と連携し、トビシマカンゾウや貴重な山野草の盗掘防止などの保護・保全活動を推進します。
- ⑧ 関係機関・団体などと連携し、外来動植物の駆除を推進し、佐渡の動植物の在来種の保護・保全を促進し、佐渡らしい景観を育みます。

V 環境市民を形成し市民活動を展開する

環境学習の開催、地域での実践活動を支援し、佐渡の環境を世界に発信する環境市民づくりと育成を目指します。

1 佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成

(1) 施策目標

地域で行われている様々な取組に参画し、実践することで、環境の大切さを学び、知り、佐渡の環境の良さを認識し、自信を持って他に発信することのできる「環境市民」を育成します。

指標	①環境アドバイザー登録数	60人
	②環境イベント参加者数	2,800人

(2) 施策方針の内容

ア 環境教育・環境学習における様々な取組

- ① 小・中学校や給食センターなどに、太陽光・風力発電設備などの再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入を推進するとともに、電力使用量、発電量の見える化に努めます。
- ② 佐渡学講座、市民大学講座など他の機関が行う講座などと連携し、環境教育・学習の機会を提供します。

イ 次世代を担う人材への重点的な取組の推進

- ① 「こどもエコクラブ」などへの積極的な支援を進め、子どもたちの自主的な環境学習活動を促進します。
- ② 環境学習活動への意欲を高め、環境保全活動への取組を促進するため、「佐渡市環境教育副読本（小学生用・中学生用）」の幅広い活用を推進します。
- ③ 小・中学校における環境教育を総合的に推進するため、指導者用の「佐渡島環境大全」の活用を促進します。
- ④ 環境教育の推進を図るため、支援制度の充実を図ります。

ウ 指導者の育成と活用の促進

- ① 小・中学校教職員や地域における環境保全活動実践者などを対象とした「環境教育・環境学習指導者研修会」を開催し、環境教育・環境学習の指導者として育成します。
- ② 佐渡の環境を指導するにふさわしい人材を中心として市独自の「環境アドバイザー」に登録し、指導者情報を教育現場などに提供します。

エ 家庭、地域、職場など、多様な場における環境教育・環境学習の推進

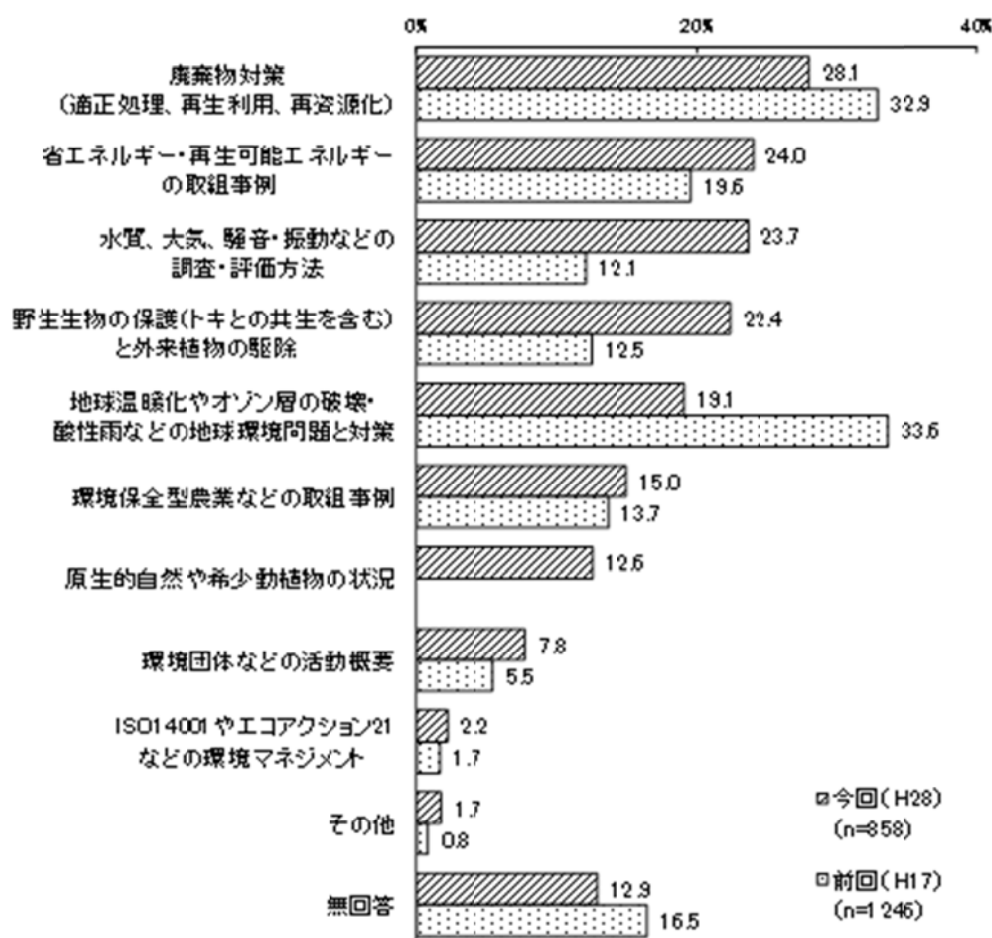
- ① 多様な場における環境教育・環境学習の推進のため、教材やプログラムの提供、環境アドバイザーなどの人材の派遣などの支援を行います。
- ① 環境教育・環境学習の中で、トキの森公園やトキ交流会館、クリーンセンターなどの廃棄物処理施設などの施設の積極的な活用を推進します。



環境講演会の様子

(3) アンケートから見る市民意識

(佐渡の環境について学びたいこと、知りたいこと)



佐渡の環境について学びたいこと、知りたいことは、「廃棄物対策（適正処理、再生利用、再資源化）」（28.1％）の割合が最も高くなっています。以下、「省エネルギー・再生可能エネルギーの取組事例」（24.0％）、「水質、大気、騒音・振動などの調査・評価方法」（23.7％）、「野生生物の保護（トキとの共生を含む）と外来植物の駆除」（22.4％）が2割台で続いています。

「水質、大気、騒音・振動などの調査・評価方法」や「野生生物の保護（トキとの共生を含む）と外来植物の駆除」の割合は前回調査よりも1割程度高くなっています。

一方で、「地球温暖化やオゾン層の破壊・酸性雨などの地球環境問題と対策」の割合は前回調査よりも1割以上低くなっています。

2 協働の取組の推進

(1) 施策目標

市民、市民団体など、事業者、行政などそれぞれが主体的に、また、それぞれが相互に連携・協働しながら様々な環境保全活動に取り組む、「地域環境コミュニティ」を形成します。

指標	①清掃ボランティア延べ参加人数	200,000人
	②美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会	
	会員数	50団体
	③佐渡環境賞応募件数	20件

(2) 施策方針の内容

ア 市の率先行動と中心的役割としての取組

- ① 市は、日常業務を含め、事務・事業のすべてに環境への配慮を適切に織り込んでいくことにより、自らの活動を律し、環境への負荷の低減などの環境保全活動を率先垂範します。
- ② 各主体との連携・協働の仕組みづくりに取り組みます。「美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会」を中心に展開していきます。
- ③ 市民、市民団体、事業者などが行う環境保全活動を支援し、地域の環境保全活動を推進します。また、地域の身近な環境価値を市民が再認識し、市民が中心となって環境価値を高める取組を促進します。
- ④ 地域の環境データバンクとして、環境保全活動の推進はもちろんのこと、環境施策の企画立案に活用するため、環境情報の収集、整理を行い、適切に発信していきます。

イ 協働のための仕組みづくり

- ① 市民団体などからの環境施策提言をモデル事業化するなど、施策提言機能の強化を図り、パートナーシップによる施策立案を促進します。
- ② 地域の様々な主体が連携し、地域ぐるみの垣根を超えた環境保全活動を促進します。
- ③ 「環境フェア」や「佐渡市一斉清掃」などの取組をさらに効果的に進めるため、各主体との連携・協働に努めます。

ウ 環境情報の収集・提供の充実

- ① 環境情報の提供を的確に実施するため、市の環境の状況や環境施策の実施状況などを、毎年度「佐渡市の環境」として公表します。

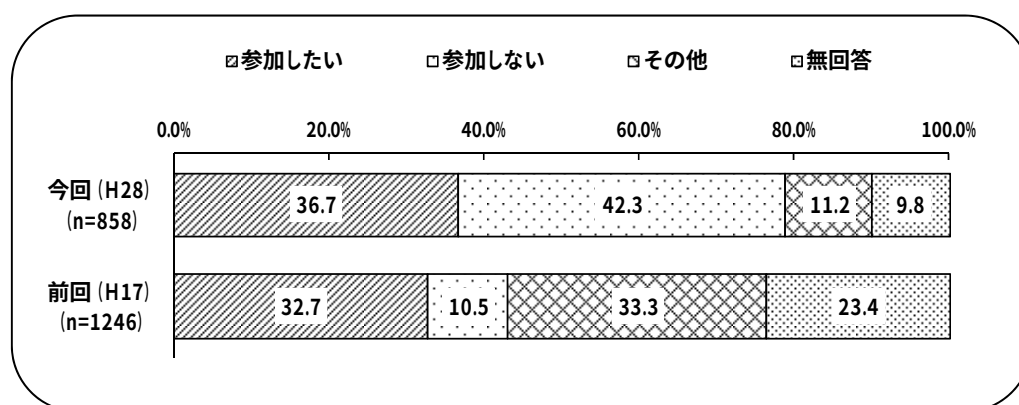
- ② 環境保全活動団体などの活動情報を収集、把握し、各主体に提供するとともに、環境情報のネットワーク化を推進します。
- ③ 市民環境アンケート調査を計画的に実施し、市民や事業者などの環境保全活動の取組状況や、環境に関する意識の把握に努めます。

エ 各主体の自主的・積極的な取組に対する支援

- ① すぐれた環境保全活動を行う事業者、団体などを顕彰する制度として市独自の「佐渡環境賞」による表彰を行い、活動を広く周知します。
- ② 環境に配慮した事業活動や環境保全活動に取り組む事業者の情報を広く提供します。
- ③ 国・県などの補助制度の活用、制度融資の周知、物品や資材、活動ノウハウの提供などにより、地域に根ざした環境保全活動を支援します。

(3) アンケートから見る市民意識

(環境を良くする活動への参加意向)



環境を良くする活動への参加意向としては、「参加しない」(42.3%)が4割強で最も多くなっていますが、一方で、3人に1人以上は「参加したい」(36.7%)としています。

この設問につきましては、前回調査での「今後機会があれば、環境教育や環境学習に参加したいと思いますか」と、今回の調査によりお聞きした「機会があれば、佐渡の環境を良くする活動に参加したいと思いますか」という問いでは、市民意識の傾向を比較することが難しくなっています。

超高齢社会、過疎であることを背景とした、参加したくても参加できないという事情を考慮して、比較する必要があります。

佐渡市環境基本計画における環境指標

本計画では、5つの長期目標を達成するため、「環境指標」を定め数値目標を設定します。

NO	環境指標	現在 (H27)	目標 (H38)	備考
1	豊かな自然環境の保全と活用			
	環境にやさしい米づくりなどの面積の割合 (%) (作付面積全体に占める5割減減以上栽培面積の割合)	83.3	88.0	
	学校給食における地場産農作物使用割合 (%)	25.2	30.0	目標値は平成31年度
2	トキとの共生の実現			
	トキの野生下定着数 (羽)	104	220羽以上	目標値は平成32年度 トキ野生復帰ロードマップ 2020から
	トキの餌場面積 (ha: ビオトープ面積、基準日: 年度末)	26.7	45	
3	廃棄物の循環利用の促進			
	可燃ごみに占める生ごみの割合 (%)	15.2	8.0	
	廃棄物排出量 (t/年)	22,154	17,800	
	1人1日あたりごみ排出量 (g/人・日)	1,046	940	
	リサイクル率 (%)	21.0	25.0	
	埋立処分量 (t/年)	1,024	820	
4	地球温暖化対策などの推進と再生可能エネルギーの普及促進			
	公共施設における再生可能エネルギー導入数 (箇所)	16	20	
	市の施設におけるCO ₂ 排出量 (t-CO ₂ /年)	22,291	20,061	年間1%×10年
5	くらしを支える生活環境の確保			
	野焼き苦情件数 (件)	※70	50	※H23～27年度の 年平均
	生活雑排水処理人口比率 (水洗化率) (%)	※51.4	67.2	※H26年度
	海水浴場の水質判定基準AAの割合 (開設前)	6/6	6/6	
6	佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成			
	環境アドバイザー登録者数 (人)	35	60	
	環境イベント参加者数 (人)	1,400	2,800	
7	協働の取組の推進			
	清掃ボランティア延べ参加人数 (人)	89,524	200,000	
	美しい島佐渡・エコアイランド推進協議会会員数 (団体)	29	50	
	佐渡環境賞応募件数 (件)	10	20	

※現在(H27)については、基本的に平成27年度末現在の数値。